

会派民主再要望項目一覧

令和5年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 育児休業明け等の職員への配慮について 育休明け又は幼児がいる職員のワークライフバランスについて、これまでも必要な取り組みをされてきているが、次の対応について行うこと。</p> <p>(1) 現に困っている職員がいることに真摯に向き合い、丁寧に個別対応をすること。</p> <p>(2) 復帰後だけでなく、次に異動する場合も本人、人事企画課、送り出す所属、受け入れる所属がさらに密に連携が取れるルール作り等を行うこと。</p> <p>(3) 上記のことは、介護、看護が必要な家族がいる職員にも同様の対応をすること。</p>	<p>知事部局においては、職員の仕事と家庭生活・地域活動の両立を支援する取組として、平成27年度に全管理職が「イクボス・ファミボス」宣言を実施しており、管理職はイクボス・ファミボスとして、職員との面談等を通じ、職員の家庭状況や育児短時間制度などの取得意向も把握したうえで、職員の業務分担等を調整するなどし、職員のワークライフバランスを推進するなどの支援を行っている。</p> <p>育休復帰時に限らず、職員が復帰した後、また復帰所属から異動した後においても、所属や各部主管課からの情報と併せて人事異動意向調査等本人から直接人事企画課へ申し出できる体制を構築し、人事異動等必要な対応を行っている。</p> <p>更に本年度からは原則全ての職員に人事意向を申し出いただくよう運用を変更し、育児に限らず介護等の意向内容を踏まえ人事異動や所属への本人に対する配慮の依頼等きめ細かな対応を行っていくこととしており、職員が復帰した所属から他の所属へ異動した後も職員本人の意向を踏まえて配慮するよう改めて丁寧な対応・制度運用を図ってまいります。</p> <p>このことは知事部局だけではなく、他の任命権者においても、同様の体制の構築を図るよう連携していく。</p> <p>これにより現に困っている職員がいることに真摯に向き合い、丁寧に個別対応していく。</p>